改正案(令和5年2月)	現行約款
【契約書】	
12. 工事を施工しない日又は時間帯に関する事項(建設業法	12. 工事を施工しない日又は時間帯に関する事項(建設業法
第 19 条第 1 項第 4 号)	第 19 条第 1 項第 4 号)
【省略】	
	V trans
13. 建設発生土の搬出先等	【新設】
(1) 建設発生土の発生予定の有無 (有・無)	
_(2) 上記(1) で、有りの場合	
発注者による搬出先指定の有無 (有・無)	
① 発注者による建設発生土の搬出先の指定がある	
ときは、設計図書に定めるとおりとする。	
② 発注者による建設発生土の搬出先の指定がないと	
きは、受注者が適切な搬出先を選定し、発注者に速	
やかにその名称及び所在地を報告する。また、搬出	
<u>先を変更したときも同様とする。</u>	
(3) 発注者は受注者に対し、建設発生土の処理の状況につ	
いて報告を求めることができる。	
(4) 上記(2)(3)の定めにかかわらず、この工事が「資	
源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法	
律第 48 号) の規定により再生資源利用促進計画の	
作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事	

の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出 し、その内容を説明しなければならず、工事完成後 に発注者から請求があったときは、その実施状況を 発注者に報告しなければならない。(建設業に属す る事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利 用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定 める省令第7条第1項及び第5項)

※ 建設発生土については、体積 500 m³以上を搬 出する場合に該当

14. その他(特約事項等があればこの欄に記入する。)

13. その他(特約事項等があればこの欄に記入する)

第 19 条 発注者の中止権、解除権

- (1) (2) 【省略】
- きは、書面をもって受注者に通知し直ちに本契約を解 除することができる。

a ~ g 【省略】

- h 受注者が以下の一にあたるとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者そ の他経営に実質的に関与している者を、受注者 が法人である場合にはその役員又はその支店も

第 19 条 発注者の中止権、解除権

- (1) (2) 【省略】
- (3) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると | (3) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると きは、書面をもって受注者に通知し直ちに本契約を解 除することができる。

a ~ g 【省略】

- h 受注者が以下の一にあたるとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注 者が法人である場合にはその役員又はその支店もしく は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者

しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。(削除)

- イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の 利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するな どしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金 等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あ るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、 もしくは関与していると認められるとき。
- <u>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを</u> <u>知りながらこれを不当に利用するなどしている</u> と認められるとき。

オ役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難

をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する<u>暴力団員</u>又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第 2条第 2号に規定する暴力団 をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると 認められるとき。

【新設】

【新設】

【新設】

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難され

されるべき関係を有していると認められるとき。

るべき関係を有していると認められるとき。

第 20 条 受注者の中止権、解除権

- (1) ~(3) 【省略】
- (4) 次の各号の一にあたるとき、受注者は、書面をもって発注者に通知して直ちに本契約を解除することができる。
 - a ~b 【省略】
 - c 発注者が以下の一にあたるとき。
 - ア 役員等(発注者が個人である場合にはその者 その他経営に実質的に関与している者を、発 注者が法人である場合にはその役員又はその 支店もしくは営業所等の代表者その他経営に 実質的に関与している者をいう。以下この号 において同じ。)が暴力団又は暴力団員等であ ると認められるとき。

(削除)

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の 利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用す るなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資

第 20 条 受注者の中止権、解除権

- (4) 次の各号の一にあたるとき、受注者は、書面をもって発注者に通知して直ちに本契約を解除することができる。
- c 発注者が以下の一にあたるとき。
- ア 役員等(発注者が個人である場合には<u>その者</u>を、発注 者が法人である場合にはその役員又はその支店もし くは営業所等の<u>代表者</u>をいう。以下この号において 同じ。) が暴力団員等であると認められるとき。
- <u>イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与してい</u> ると認められるとき。

【新設】

【新設】

金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められると き。

- <u>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u>
- <u>オ</u> 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

【新設】

<u>ウ</u> 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。